

令和4年4月28日

保護者 様

松戸市立古ヶ崎小学校
校長 高谷 昌

「合理的配慮」について

1 「障害者差別解消法」施行(平成28年4月1日)について

この法律は、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、障害のあるなしに関わらず、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へ向けてできました。

学校教育においては、障害のある児童に対して、正当な理由なく、障害を理由として「不当な差別的取扱い」をしてはならないことや、障害のある児童から、学校生活におけるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とする意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、「合理的配慮」を提供すること（対応に努めること）になります。



2 対象となる「障害者」について

- 身体障害のある人、知的障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）
 - その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含む）
- 日常生活や社会生活（学校生活）に相当な制限を受けている人すべてが対象です。
※障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

3 学校生活における「合理的配慮」の提供について

- 障害のある児童（保護者）からの学校生活における障壁の除去の申し出（意思表示）により、合理的配慮（対応）の検討、そして提供をしていきます。
- 「合理的配慮」とは？
障害のある児童が他の児童と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、
 - ① 学校の設置者（松戸市）や学校が必要且つ適当な変更・調整を行うこと
 - ② 障害のある児童1人1人の状況に応じて、個別に必要とされるもの
 - ③ 体制面・財政面においては過重な負担を課さないもの
- 『学校ではどのような支援が行われるのでしょうか？』 ※具体例
 - ★「視覚や聴覚に困難があり・・・」 ・座席の配慮 ・板書の補助
 - ★「文字を書くのが困難で・・・」 ・ノートのマス目を拡大 ・漢字にルビをふる
 - ★「感情のコントロールが難しく・・・」
 - ・気持ちを表す絵カードの活用
 - ・クールダウンする場所の確保
 - ・刺激量の調整

申請方法や学校生活（学習面・生活面）において何か相談したいことがありましたら、担任もしくは教頭までお問い合わせください。（古ヶ崎小 047-364-5118）

(様式①)

令和 年 月 日

松戸市立古ヶ崎小学校長 様

()年()組()番
児童氏名：()
保護者氏名：()

合理的配慮申請書（意思表示に関する申請）

私は、下記の書類を添えて本校の教育活動における合理的配慮の提供を希望します。
なお、必要に応じて小学校へ情報提供の請求を行うことについて承諾します。

【お子さんの状況】 ※学校生活において障壁となっていること等
【希望する合理的配慮の内容】
【備考】

添付資料

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 医師の診断書 | (有 ・ 無) |
| 2 障害者手帳等 | (有 ・ 無) |
| 3 個別の指導計画 | (有 ・ 無) |
| 4 個別の教育支援計画 | (有 ・ 無) |

※希望する合理的配慮について、必要がありましたら面談を行いますので、ご連絡ください。
日程を調整させていただきます。(古ヶ崎小 047-364-5118)